

いばらき

令和6年度 茨城町奨学生の募集について 奨学金貸付額が増額されます

令和5年度まで
月額20,000円



令和6年度から
月額20,000円または30,000円
※申請時に貸付額を選択していただけます。

▶**対象者** 大学・短期大学・専修学校の専門課程（以下「大学等」という）に在学する方

▶**応募資格(以下のすべてに該当する方)**

- ①茨城町民、または茨城町民の子であること
- ②人物及び学業ともに優れている者であること
- ③経済的な理由により修学が困難と認められること
- ④確実な連帯保証人及び保証人を選任できること

▶**募集人数・貸付金額等**

募集人数：5人

選考方法：申請書類をもとに審査・選考

（応募者多数の場合は小論文試験（6月2日（日）実施予定）を実施します。）

貸付金額：月額2万円（年額24万円）または月額3万円（年額36万円）の選択制

貸付期間：在学する大学等の正規の修業期間

利息等：貸付利息は無利息（返済が滞った場合は所定の延滞利息を徴収します）

▶**返済方法** 大学等を卒業後6か月経過後から10年以内に割賦にて返済していただけます。

▶**募集期間** 4月1日（月）～ 5月17日（金）

▶**申込方法** 募集期間内に申請書類（奨学金貸付申請書等）を学校教育課窓口まで提出をお願いします（申請書類、申込方法等、奨学金の詳細は、募集要項をご確認ください）。

▶**奨学金の返済免除**

大学等を卒業後、6か月以内に茨城町に定住を開始し、その後5年間を経過した場合に奨学金全額の返済を免除します。



募集要項及び申請書類は、茨城町駒場庁舎 学校教育課窓口で配布しています。

また、町ホームページでもダウンロードできます。

【申込・問合せ】 学校教育課 総務グループ ☎ 029-240-7121（直通）
茨城町駒場庁舎

令和6年4月1日より、役場本庁舎の窓口番号が下記のとおり変更となりました。

- 1階 ①町民課 ②社会福祉課 ③長寿福祉課 ④保険課 ⑤税務課 ⑥農業政策課
⑦農業委員会事務局 ⑧みどり環境課 ⑨下水道課 ⑩都市整備課 ⑪道路建設課
- 2階 ⑫秘書広聴課 ⑬地域政策課 ⑭商工観光課 ⑮総務課 ⑯財政課
- ※こども課は、町総合福祉センター「ゆうゆう館」に移動しました。

また、担当業務の窓口が下記のとおり変更となります。

- ラムサール条約登録湿地 涸沼に関する業務 地域政策課 ⇒ みどり環境課
○涸沼水鳥・湿地センターに関する業務 地域政策課 ⇒ みどり環境課

【問合せ先】 総務課 ☎ 029-240-7125（直通）

！マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1. マイナンバーカードを申請

■申請方法

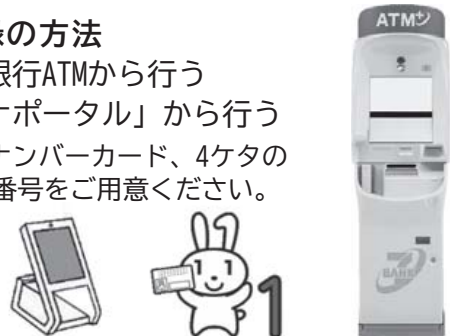
- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機から申請



STEP2. マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① セブン銀行ATMから行う
- ② 「マイナポータル」から行う
※マイナンバーカード、4ケタの
暗証番号をご用意ください。



よくあるご質問

マイナンバーカードと電子証明書は、更新が必要ななの？

更新が必要です。有効期限を過ぎた場合には、マイナンバーカードが健康保険証として利用できなくなるほか、本人確認書類や電子申請等にも使えなくなりますので、更新手続きを行ってください。

対象の方には、有効期限の2~3か月を目安に更新手続きの案内を送付します。

マイナンバーカードは安全なの？

マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違えると機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。



医療機関では、どうやって受付するの？

マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。



詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



(令和6年1月時点)

マイナ保険証をご利用ください



-本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります-

マイナ保険証を使うメリット

1 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

一度に高額な負担をしなくて済むわ



2 より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。

また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

よく覚えてない内容もあるから助かるわね



3 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

マイナ保険証の方が自己負担も低くなるんだ



・令和6年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間(令和7年12月1日まで)**使用可能です。

※ 有効期限が令和7(2025)年12月1日以前に切れる場合は、その有効期限まで使えます。なお、転職・転居等で加入している保険者が変わった場合、使えなくなります。
・令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます(マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます)。**

令和6年度 乳幼児健康診査・相談等日程表 (個人通知でお知らせします)

～お子さんの健やかな成長と発達のために幼児健診を受けましょう～

お子さんの発達・発育の確認はもちろんですが、子育てに関する相談や、その時の成長に合わせた色々な情報をお伝えします
【問合せ先】こども家庭センター ☎ 029-240-7129

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
育児相談 3～4 か月児	4/17 R5.12.1 R6.1.31生		6/19 R6.2.1 3.31生		8/21 R6.4.1 5.31生		10/16 R6.6.1 7.31生		12/18 R6.8.1 9.30生		2/19 R6.10.1 11.30生	
ごっくん 教室	4/26 R5.10.1 11.30生		6/28 R5.12.1 R6.1.31生		8/23 R6.2.1 3.31生		10/25 R6.4.1 5.31生		12/20 R6.6.1 7.31生		2/28 R6.8.1 9.30生	
育児相談 8～9 か月児		5/15 R5.8.1 9.30生		7/17 R5.10.1 11.30生		9/18 R5.12.1 R6.1.31生		11/13 R6.2.1 3.31生		1/15 R6.4.1 5.31生		3/12 R6.6.1 7.31生
1歳 6か月児		5/9 R4.8.1 10.15生		7/11 R4.10.16 12.20生		9/12 R4.12.21 R5.2.28生		11/14 R5.3.1 5.13生		1/9 R5.5.14 7.8生		3/13 R5.7.9 8.31生
2歳児 歯科検診	4/18 R3.12.1 R4.1.29生		6/6 R4.1.30 3.25生		8/22 R4.3.26 5.25生		10/17 R4.5.26 7.18生		12/12 R4.7.19 9.25生		2/13 R4.9.26 11.30生	
3歳児		5/21 R2.10.1 11.20生	6/25 R2.11.21 12.31生	7/23 R3.1.1 2.22生		9/24 R3.2.23 4.5生	10/22 R3.4.6 5.31生	11/26 R3.6.1 7.9生	12/17 R3.7.10 9.12生		2/25 R3.9.13 9.30生	
5歳児		5/30 H31.3.1 4.10生	6/27 H31.4.11 R1.5.19生		8/1 R1.5.20 7.10生	9/5 R1.7.11 8.31生		11/7 R1.9.1 10.10生	12/19 R1.10.11 12.4生	1/30 R1.12.5 R2.1.12生		3/6 R2.1.13 2.29生

※幼児健康診査の日程が変更となる場合があります。その際は、町ホームページ等でお知らせします。

ひとり親家庭等のお子さんのために

「児童扶養手当制度」をご存じですか

児童扶養手当は、父母の離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭に対し、児童の心身の健やかな成長のために支給される手当です。

■手当の対象となる児童

「児童」とは、18歳に達する日以降、最初の3月31日(18歳の年度末)までにある者をいいます。
ただし、心身に一定の障害がある場合は、20歳未満までが対象となります。



例えば…

- ・父母が離婚した児童 ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が一定の障害の状態にある児童
- ・父または母が生死不明な児童
- ・父または母が1年以上遺棄している児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

■手続きについて ～手続きにはマイナンバーが必要になります～

手当は、こども課で認定請求の手続きを行い、県知事の認定を受けた後、茨城県から支給されます。認定請求に必要な書類は、受給要件によって異なりますので、事前にお問合せください。

この手当は受給資格があっても、請求しない限り支給されませんので、ご注意ください。

■支給額

手当は、申請月の翌月分から支給となります。また、支給額は年度ごとに改定されます。

【令和6年度の児童扶養手当額(月額)】 令和6年4月～令和7年3月

	全部支給の場合	一部支給の場合
児童1人目	45,500円	10,740円～45,490円
児童2人目の加算額	10,750円	5,380円～10,740円
児童3人目以降の加算額	6,450円	3,230円～6,440円

※一部支給額は所得額等に応じて決定されます。

※受給資格者、その配偶者または同居の扶養義務者の前年の所得が一定額以上である場合は、その年度の手当の一部または全部の支給が制限されます。

【問合せ先】こども課 ☎ 029-240-7144 (直通)

令和6・7年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

後期高齢者医療保険料率は、高齢化等による医療費の増加等を反映し、2年ごとに見直されます。

令和6・7年度における茨城県の後期高齢者医療保険料率は下記のとおり決定されました。

(※県内は均一の保険料率となります)

区分	令和4・5年度	令和6年度		令和7年度 ※所得割率は賦課の もととなる金額に よらず、統一され ます。
		賦課のもととなる 金額が 58万円以下の方	賦課のもととなる 金額が 58万円超の方	
均等割額	46,000円	47,500円 (+1,500円)		47,500円
所得割率	8.50%	9.00% (+0.50%)	9.66% (+1.16%)	9.66%

個人ごとの保険料額の決めかた

1年間の保険料額

(100円未満切捨て)

=

均等割額

被保険者一人当たり
47,500円

+

所得割額

(賦課のもととなる金額)
×所得割率

※賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除額

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費(公的年金控除額や給与所得控除額など)を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

●賦課限度額の改正について

年収約1000万円を超える方を対象とする賦課限度額(保険料の年間上限額)は引き上げを段階的に実施され、令和5年度の66万円から令和6年度は73万円(令和6年度に新たに75歳に到達する方は80万円)、令和7年度は80万円となります。

令和6年度の保険料軽減措置について

1 所得が低い方に対する均等割額の軽減

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等の合算額が次の場合	軽減割合	
① 43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」以下の世帯	7割	
② 43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」 +「29万5千円×1×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	※1 令和5年度は 29万円
③ 43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」 +「54万5千円×2×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	※2 令和5年度は 53万5千円

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円未満は110万円)を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。

2 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、**均等割額が5割軽減(加入後2年間に限る)**されます。また、**所得割額の負担はありません。**

※国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。

※「1. 所得が低い方に対する均等割額の軽減」の対象となる場合は、軽減割合が高い方が優先されます。

【問合せ先】

○保険料の計算について

茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 029-309-1213

○保険料の納付について

茨城町保険課 ☎ 029-240-7113 (直通)

5種混合ワクチンが定期接種となります

5種混合ワクチンは、4種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）とヒブワクチンの混合ワクチンです。

- ▶ **定期接種開始日** 令和6年4月1日から
 - ▶ **定期接種対象者** 生後2か月から90か月に至るまで（7歳6か月を迎える日の前日まで）
- ※4種混合ワクチンとヒブワクチンで接種を開始している方は、5種混合ワクチンを接種することはできません。
- ▶ **助成金額** 全額（無料で接種できます。）
 - ▶ **その他** 予診票は、生後1か月になる月の月末頃に郵送します。

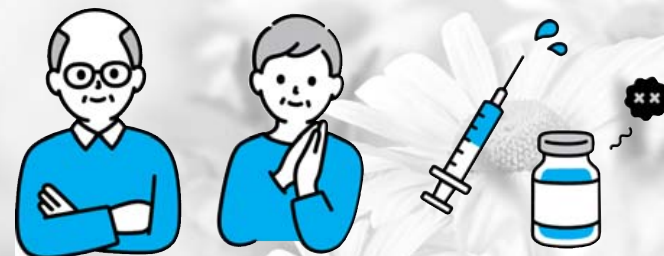


高齢者肺炎球菌ワクチンの対象者が変更となります

令和6年4月1日から、定期接種・任意接種の対象者が変更になります。

	対 象 者
定期接種	①接種日に65歳の方（65歳の誕生日から66歳の誕生日の前日まで） ②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸機能及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害がある方（身体障害者手帳内部障害1級相当） ※ 過去に1度でも接種したことがある方は対象外
任意接種	①66歳以上の方 ②65歳で過去に全額自己負担で肺炎球菌を接種した方 ③60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸機能及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害がある方（身体障害者手帳内部障害1級に相当）で過去に全額自己負担で肺炎球菌を接種した方 ※ 過去に町の助成を受けた方、全額自己負担で肺炎球菌ワクチンを接種したが、5年以上経過していない方は対象外

- ▶ **助成金額** 2,000円（医療機関で決められた金額から2,000円引いた額を医療機関にお支払いください。）
- ▶ **その他** 町の助成を利用できるのは定期接種と任意接種のどちらか1回限りです。定期接種の対象者には、65歳の誕生日の月の月末に予診票を送付します。任意接種の対象で接種の助成を希望される方は健康増進課までお問い合わせください。



【問合せ先】 健康増進課 ☎ 029-240-7134（直通）

令和6年度 茨城町職員採用試験（前期日程）



あなたの情熱と行動力で茨城町に満開の笑顔を

茨城町の職員採用試験が変わります！

“勉強する時間がないから、自信がない”という理由で、公務員という選択肢を諦めることなく、今まで培った経験や能力を“茨城町”のために生かしてみませんか。

人物重視

これまでの特別な準備（勉強）が求められてきた試験を見直し、受験者への負担が少なくコンパクトな筆記試験を導入します。

前期と後期の2期日程に

試験時期を見直し、採用の機会をより多く設けることで、受験者の選択肢を増やします。
 ※厚生労働省通達に鑑み、令和7年3月新規高等学校卒業者は後期日程（11月実施予定）のみ受験が可能です。
 ※年度内に実施する職員採用試験は、前期または後期日程のいずれかのみ受験が可能です。

○令和7年4月1日採用区分

試験区分・職種	受験資格	採用予定人数
事務職	次の要件をすべて満たすこと (1) 昭和59年4月2日以降に生まれた人 (2) 学校教育法による高等学校以上を卒業した人	3名程度
事務職【ICT・デジタル】	次の要件をすべて満たすこと (1) 昭和59年4月2日以降に生まれた人 (2) 学校教育法による高等学校以上を卒業した人 (3) 次の①または②のいずれかに該当する人 ①令和6年3月31日時点で、民間企業等に常勤職員として情報システムの開発・管理・運営に関する実務経験を通算して3年以上有している。 ②独立行政法人情報処理推進機構が行う情報処理技術者試験において「応用情報技術者試験」以上のレベルの試験に合格している。	若干名

- 試験日・試験会場 第1次試験 **6月23日(日)** 茨城町役場（茨城町小堤1080）
- 試験内容 教養試験、論文試験（作文試験）、職場適応性検査
- 受付期間 **4月11日(木)～6月7日(金)（必着）**
午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

お申し込み方法や試験内容の詳細は、「試験実施案内」をご確認ください。
 試験実施案内及び申込用紙は、町ホームページ、茨城町役場総務課窓口、郵送による請求により取得することができます。



【問合せ先】 総務課 人事グループ ☎029-240-7125（直通）

一般健康診査 及び 総合健康

診査(1)を実施します



事前の予約が必要です。期間内に予約をお願いします。

定員に達した場合は、申込期間内でも受付できません。

	【一般健康診査】								
	生活習慣病 予防健診	特 定 健 診	後期高齢者 健 診	肺がん 結 核	肝 炎 ウイ ル ス	前立腺 が ん	大 腸 が ん	胃がん	腹 部 超 音 波
19～39歳	●								
40～49歳		●		●	●		●	●	●
50～74歳		●		●	●	●	●	●	●
満75歳以上			●	●	●	●	●	●	●
対象条件 (年齢は 令和7年 3月31日 時点)	茨城町に 住民票が ある方	茨城町国 民健康保 険加入者 ※社会保 険被扶養 者は右ペ ージを ご覧ください	健診当日 に満75歳 以上 (後期高 齢者医療 保険加入 者)	40歳以上	40歳以上 で過去未 受診者	50歳以上 の男性	40歳以上	40歳以上 (既往等 によりお 断りする ことあり)	41歳以上 奇数年 齢
自己負担額	1,000円	1,000円	無料 【追加項目】 ※1)2,500円 ※2) 220円	無料	500円	500円	500円	1,000円	1,000円
検査内容	問診 身体計測 血压測定 血液検査 尿検査 心電図 眼底(両眼) 貧血検査	問診 身体計測 血压測定 血液検査 尿検査 【追加項目】 ※1心電図 ・眼底(両眼) ・貧血検査 ※2血清ク レアチン(腎 臓の機能を 調べる検査)	胸部 レントゲン 検査	血液検査 (B型C型 肝炎ウイ ルス検査)	血液検査 (前立腺 特異抗原 PSA検査)	便潜血 反応検査 (2日採便法)	胃部 レントゲン 検査 (バリウム 検査)	肝臓・胆の う・すい臓 ・腎臓・ひ 蔵の超音波 検査	
申込先 申込期間	WEB申請 (24時間受付) 5月18日(土)～31日(金) 右の二次元バーコードまたは町ホームページから (初めてご利用の方は、「利用登録」が必要です) 利用登録や予約ができない場合は健康増進課へお問い合わせください。								
	健診予約センター (オペレーター対応) 5月20日(月)～25日(土) ☎ 0570-077-150 午前9時～午後5時								

【一般健康診査の日程・会場】		
月日(曜日)	会場	受付時間(30分毎時間指定)
6月12日(水)、 7月10日(水)、16日(火)	茨城町総合福祉センター 「ゆうゆう館」内 保健センター	8:00～正午
6月13日(木)、15日(土)、30日(日)		9:30～11:30、13:30～15:00
6月14日(金)		15:30～19:30
6月19日(水)	宮ヶ崎新農村集落センター	9:30～11:30、13:00～14:00
6月21日(金)	中石崎公民館	9:30～11:00
	旧広浦小学校体育館	13:30～15:00
持ち物	①茨城町発行の各種健康診査受診券(5月中旬に郵送) ②個人負担金 ③健康診査予約票 申込内容により ④尿容器、⑤大腸がん検査キット	

【総合健診の日程・会場】		
月日(曜日)	会場	受付時間
6月17日(月)、22日(土)	茨城町総合福祉センター 「ゆうゆう館」内 保健センター	8:00～正午
持ち物	①茨城町発行の各種健康診査受診券(5月中旬に郵送) ②個人負担金 ③総合健康診査予約票 申込内容により ④尿容器、⑤大腸がん検査キット	

社会保険被扶養者の方

ご加入の医療保険者等に受診の可否、自己負担額等をご確認ください。
受診の際の持ち物
 上記①～③に加えて、医療保険者発行の「特定健康診査受診券」、「健康保険証」が必要です。

自己負担金免除制度について

次の条件①、②に該当する人は、申請により「特定健診」「後期高齢者健診の追加項目」以外の自己負担金が全額免除となります。健診当日、受付時にお申し出ください。
 ①生活保護世帯 ②町民税非課税世帯

その他

- ◆国民健康保険、社保(被扶養者に限る)にご加入の40～74歳の方は、「特定健診」を指定の医療機関で受けることができます。ただし、町で実施する健診の内容と異なる場合がありますので、医療機関にお問い合わせの上受診してください。
- ◆人間ドック等補助対象者、すでに健診を受けた方は受付できません。
- ◆当日はマスクの着用をお願いします。体調がすぐれない場合は受診をお控えください。
- ◆健診の詳細、最新の実施状況については、町ホームページ等をご確認ください。

予約が正常に完了した場合は、健診日の1週間位前までに「健康診査予約票」または「総合健康診査予約票」を発送します。届かない場合は、ご連絡ください。
【問合せ先】 健康増進課 ☎029-240-7134 (直通)

ゆうゆうカフェ開催のお知らせ

ゆうゆうカフェとは

茨城県在住の認知症の方やその家族等が自由に集えるカフェです。
参加をご希望の方は、地域包括支援センターまでお申し込みください！

どんなことをするの？

- ①ボランティアの人や参加者と楽しくおしゃべり
- ②認知症予防体操やレクリエーション
- ③認知症や介護について情報交換や相談



▶開催日時 令和6年5月16日(木)、7月18日(木)、9月19日(木)、11月21日(木)
令和7年1月16日(木)、3月13日(木)

午前10時～11時30分(午前9時45分受付)

▶場所 茨城県総合福祉センター「ゆうゆう館」2階 会議室3

▶申込方法 各日程、前日の正午までに地域包括支援センターへお申し込みください。

▶参加費 無料

▶その他 参加する際は体調確認を実施します。
やむを得ない理由により、日程が中止になる場合もあります。

【申込・問合せ先】 茨城県地域包括支援センター ☎029-292-8577

消費生活センター

消費生活センターに相談しよう

消費生活センターは、自治体が運営している消費生活に関する無料の相談機関です。商品・サービスへの苦情やトラブルに関する相談に対し、消費生活相談員がアドバイスや情報提供などを行っています。また、トラブル解決のために、相談員が相談者と事業者の間に入り交渉することもあります。

消費生活で困ったときは、早めに消費生活センターに相談しましょう。

○相談内容

「メールやハガキで、身に覚えのない請求が届いた」「訪問販売で無料点検後に高額な契約をしてしまった」「スマホで副業サイトに登録し借金させられた」「通販でお試し1回のはずが定期購入だった」「アパートの退去時に高額な原状回復費用を請求された」「脱毛エステを中途解約したのに返金がない」など。

○相談を希望される方へ

契約書や納品書などの関係書類や、トラブルに至った状況についてのメモ、トラブルの要因となった商品の写真、通販利用時は注文受諾メールなどを用意しておく相談時に役立ちますので、ご準備をお願いします。

また、消費生活相談員には守秘義務がありますので、相談者の秘密は守られます。安心してご相談下さい。

困った時は早めに消費生活センター等に相談しましょう。

【相談・問合せ先】 茨城県消費生活センター ☎029-291-1690(直通)
相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時(土・日・祝日を除く)
消費者ホットライン ☎188(局番なし)

<特殊詐欺電話の被害にあわないために>

NTT東日本では二重電話詐欺被害を防止するため、以下の取組みを行っています。

- ①ナンバー・ディスプレイなどの無償化
- ②特殊詐欺対策サービスの無償化
- ③電話番号の変更に関する工事費の無償化

適用条件など、詳しくはNTT東日本 特殊詐欺対策ダイヤル(☎0120-722-455)へお問い合わせください。



花まる健康教室(一般介護予防事業)参加者募集

適度な運動を習慣にすることで筋力の低下を予防し、指先や頭を使うことは脳を活性化するため、認知症予防に効果があります。楽しく仲間づくりをしながら健康寿命を延ばしましょう！

【花まる健康教室】

コース名	内容	回数	曜日・時間	場所	定員	参加費	講師
火曜コース	運動を中心とした、介護に陥らない体づくりを目指します。	週1回 全30回	毎週火曜 14:00～15:30	茨城県総合福祉センター「ゆうゆう館」2階 多目的室	各コース 20人	6,000円	介護老人保健施設エバークリーン
木曜コース			毎週木曜 14:00～15:30				(株)スマイルハート
金曜コース			毎週金曜 13:30～14:30				茨城県社会福祉協議会

▶実施期間 令和6年6月～令和7年2月

▶対象 65歳以上の茨城県在住の方
※運動を希望の方で医師から制限されている場合には、事前にご相談ください。

▶送迎 火曜・木曜コースはなし。金曜コースのみ要相談。

▶募集方法 ①3コースの中から1コースをお選びください。
②申請書に必要事項を記入し、長寿福祉課へ提出してください。
※申請書は長寿福祉課窓口(1階3番窓口)にあります。
※ご本人の確認事項がありますので、代理による申請はできません。

▶募集期間 4月22日(月)～5月10日(金)

▶参加費 6,000円 / 30回

◆実施期間はコースにより異なるため、詳細日程や参加費の納入方法は、参加者の方に後日通知します。

【問合せ先】 長寿福祉課 ☎029-291-8407(直通)

軽自動車税(種別割)の減免制度のお知らせ

心身に障がいのある方が使用する軽自動車・二輪車などについて、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免(免除)を受けられる制度があります。

※減免は一人につき1台に限ります。また、普通自動車の減免を受けている方、福祉タクシー券の交付を受けている方は軽自動車の減免は受けられません。

減免の要件

身体障害者手帳などの交付を3月31日までに受けている方の通学・通院・通所もしくは生業に専ら使用する車両で、次の要件を満たしているもの(入院中である等、障がい者の移動のために軽自動車を利用していない場合は減免の対象となりません)。

(1) 対象となる軽自動車等

- ①心身に障がいのある方が使用する軽自動車
 - ②心身に障がいのある方のために、この方と生計を一にする方(同居家族等)が使用する軽自動車
 - ③心身に障がいのある方のために常時介護する方が使用する軽自動車
- ※普通自動車の減免手続きについては、水戸県税事務所(☎029-221-6605)へお問い合わせください。

(2) 対象となる障害等級等

- は障がいのある方本人、生計を一にする方(家族)または常時介護する方が運転する場合に対象
- は障がいのある方本人が運転する場合に限り対象

障がいの区分	手帳の等級					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	●	●	●	●		
聴覚障害		●	●			
平衡機能障害			●			
音声機能障害(喉頭摘出の場合に限る) (音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害)			●			
上肢障害	●	●				
下肢障害	●	●	●	○	○	○
体幹機能障害	●	●	●		○	
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	●	●	●	●	●	●
心臓機能障害	●		●			
じん臓機能障害	●		●			
呼吸器機能障害	●		●			
ぼうこうまたは直腸機能障害	●		●			
小腸機能障害	●		●			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	●	●	●			
肝臓機能障害	●	●	●			

療育手帳	判定(A(最重度)またはA(重度) ※判定が有効期限内のもの)
精神障害者 保健福祉手帳	障害等級が1級の方で、自立支援医療受給者証(精神通院)または医療福祉費受給者証(マル福)の交付を受けている方もしくは当該障がいの治療のため通院されている方 ※判定が有効期限内のもの

※戦傷病者手帳の交付を受けている方については、身体障害者手帳と同程度の障がいがあれば、対象になります。

減免申請の手続き

(1) 申請期間 軽自動車税(種別割)納税通知書が届いた日から納期限【5月31日(金)】まで

軽自動車税の減免は、毎年申請が必要です。また、申請期限を過ぎた場合は、減免が受けられませんのでご注意ください。

(2) 必要書類 次の書類を添えて税務課(1階5番窓口)へ申請してください。

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
 - ②軽自動車税(種別割)納税通知書(令和6年度分 ※お支払いをせずにお持ちください)
 - ③軽自動車税減免申請書(税務課窓口にあります。令和5年度減免を受けている方は、納税通知書へ同封します。)
 - ④運転する方の運転免許証(コピー可)
 - ⑤車検証(コピー可)
 - ⑥納税義務者のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カードなど)
- ※その他、障がいの程度や使用目的により添付する書類があります。詳細は、税務課までお問い合わせください。

【問合せ先】税務課 ☎029-240-7114(直通)



認定こども園

5月

長…長岡幼稚園 ま…まさみ幼稚園 飯…飯沼こども園
さ…さくらこども園 い…いばらき幼稚園 中…いばらき中央認定こども園

日	月	火	水	木	金	土		
			1	2	3	4		
			ま 野菜の苗を植えよう 飯 子どもの集い 9:45~(予約終了)	長 こどもの日集会 (話音絵) ま 親子体操				
5	6	7	ま ☆母の日のプレゼ 飯 【制作】5月のカレ ンダー	さ のんびり歩こう(み んなでお散歩)、ラ ンチタイム 長 親子ふれあいタイム ま ☆母の日のプレゼ ント作り	飯 【制作】5月のカレ ンダー ま おはなし会 ※要予約	ま 土曜日イベント:親 子体操 ※要予約		
12	13	14	ま ベビーマッサージ ※要予約 さ 大きくなったかな (身体測定)、ラ ンチタイム	中 ママとキッズのふ れあい体操教室 飯 手形アート「お花」 長 読み聞かせ(職員)	い サーキット遊び 飯 5月生まれのお友達! 園児 と「お誕生会」(要予約) 9:45~ さ ホールで遊ぼう(サーキ ット遊び、ランチタイム ま お外で遊ぼう	ま お外で遊ぼう さ 作って食べよう(メ ロンパントースト)、 ランチタイム 長 リラックスタイム (ヨガ教室) 飯 シャボン玉で遊ぼう!	18	
19	20	21	さ やってみよう(足 形制作)、ランチタ イム ま クッキング ※要予約	長 さつまいもの苗植え 中 外遊びをしよう 飯 身体測定 おはなし会	飯 【制作】6月のカレンダー リトミック(ペンギン コース10:00~/イル カコース10:50~) い みんなでお祝い(5月生ま れの誕生会)、ランチタイム	ま どんご遊び 長 なかよくあそぼう (戸外遊び) さ やってみよう(足 形制作)、ランチ タイム	飯 お部屋を飾ろう! ま どんご遊び	25
26	27	28	ま どんご遊び さ ベビーデイ(いちご 狩り遊び&ふれあい 遊び:1歳半まで) 長 親子ふれあいタイム (身体測定)	中 心と体のすっきりヨガ	長 誕生会 ま どんご遊び さ 作って飾ろう(梅 雨のモビール作り)、 ランチタイム 飯 シャボン玉で遊ぼう! い バスに乗って出かけよう	ま 誕生会 ※要予約 さ 作って飾ろう(梅雨 のモビール作り)、 ランチタイム	ま サーキット遊び 飯 10:30~ ※要予約 トンネル遊び	

長岡幼稚園 ☎029(2)92(2)4019
☆活動時間 午前10時~11時
☆うさぎ組の開放時間 各活動日の午前9時~午後2時
☆予約不要(町内在住の方)
☆おむつ換えやベッドを利用の方は、衛生上バスケットをお持ちください。
☆駐車場は、長岡小学校下を、ご利用ください。
☆育児相談を随時実施中です。お気軽にお声掛けください。
☆「つくってあそぼう」の活動は、チラシをご覧のうえ材料をお持ちください。

まさみ幼稚園 ☎029(2)93(7)7111
☆園庭開放(子育て相談(毎日)) 午前9時~午後2時
随時実施しております。お気軽にご相談ください。
☆予約は、5月1日(水)午前9時から受け付けます。
☆表内☆印は、同じ内容の活動を行います。いずれかをお選びください。
※詳しくはHPをご覧ください。お問い合わせは電話
またはメール(HP内にあります)でお願いします。

飯沼こども園 ☎029(2)96(8)9688
☆要予約の受付 5月1日(水)8日(水) 午前10時~午後4時(電話受付)
☆要予約以外の活動は、月齢問わず誰でも参加できます。
☆園庭開放(育児相談(看護師等)) 21:30~23:30日
☆育児相談(栄養士等) 21:30~23:30日

いばらき幼稚園 ☎029(2)92(2)0162
☆活動の会場は、いばらき幼稚園旧園舎になります。
☆トドラーズクラブ 親子で一緒に楽しく遊ぼう♪
隔週火・水曜日 午前10時30分~11時30分
☆ベビーマッサージ 親子でスキンシップ(生後2か月~1歳未満対象)
年5回予定 午前10時30分~11時30分
☆その他 園庭開放(子育て相談(毎日)) 午前9時~午後2時
※初めてのの方はお問い合わせください。

いばらき中央認定こども園 ☎029(2)92(2)1207
☆活動の会場は、いばらき幼稚園旧園舎になります。
☆おどろきで、親子で一緒に楽しく遊ぼう♪
隔週水・火曜日 午前10時30分~11時30分
☆ベビーマッサージ(親子でスキンシップ(生後2か月~1歳未満対象))
年5回予定 午前10時30分~11時30分
☆その他 園庭開放(子育て相談(毎日)) 午前9時~午後2時
※初めてのの方はお問い合わせください。

令和6年度「茨城町ふるさとづくり出前講座」メニュー

講座番号	講座名	内容	講演時間	担当課
1	みんなの茨城町議会	議会のしくみや役割についてお話しします。	30分	議会事務局
2	「自助・共助・公助」による防災対策	地域の防災対策に必要な「自助・共助」、そして行政が行う「公助」の取り組みについてお話しします。	40分	総務課
3	茨城町情報発信強化中！！	広報紙、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による情報発信活動について、分かりやすくお話しします。	40分	秘書広聴課
4	ふるさと元気づくり推進事業について	区の活性化のため、区が独自に取り組む事業を支援する補助事業についてお話しします。	40分	
5	おいしいはなしは危険がいっぱい！	様々な悪質商法の手口と対処方法についてお話しします。	40分	
6	茨城町第6次総合計画について	町の「最上位計画」である総合計画の概要についてお話しします。	1時間	地域政策課
7	交通事故に遭わないために	町の交通事故の現状と交通事故に遭わないための注意事項等をお話しします。	1時間	
8	町の財政状況について	町の予算、決算、財務指標などについてお話しします。	40分	財政課
9	町税のあらまし	町税の課税から収納までの概要についてお話しします。	40分	税務課
10	介護保険制度のしくみ	制度の内容や介護認定、サービス利用の仕方についてお話しします。	40分	長寿福祉課
11	障害者福祉サービスについて	制度の内容や利用手続き等についてお話しします。	40分	社会福祉課
12	子育て支援対策について	町の子育て支援対策についてお話しします。	40分	こども課
13	国民健康保険制度の現状	国民皆保険制度がなぜ必要かについてお話しします。	30分	保険課
14	後期高齢者医療制度のしくみについて	後期高齢者医療制度のしくみについてお話しします。	30分	
15	健康寿命を延ばす秘けつおしえます	日本人の平均寿命は少しずつ延びていますが、介護を受けずにいつまでも自立して暮らすための、健康寿命を延ばす秘けつについてお話しします。	40分	健康増進課
16	血管を若々しく保つために	日本人の死因の4分の1は血管の老化・動脈硬化が原因です。血管を若々しく保つためにはどうしたらよいかお話しします。	40分	
17	こんなとき、こんな届出を！	戸籍、住民登録、印鑑登録、旅券交付等の申請・届出についてお話しします。	30分	町民課
18	霞台グリーンセンターみらいを見学してみよう	グリーンセンターで、ごみを処理している現場を実際に見学して、ごみの減量及び分別への理解を深めていただけます。（土・日・祝日を除く）	90分	みどり環境課
19	農業経営収入保険制度について	収入保険の仕組みや手続き等についてお話しします。	30分	農業政策課
20	農業委員会ってどんなところ？	農業委員会のしくみ、業務、運営および役割についてお話しします。	45分	農業委員会事務局
21	おしえて！ 農業者年金	農業者年金の必要性、現行農業者年金制度の特徴についてお話しします。	30分	都市整備課
22	茨城町空家バンク制度について	空家バンクの登録方法や利用の仕方を分かりやすくお話しします。	30分	都市整備課
23	下水道のはなし	下水道の歴史、役割、働き、浄化のしくみ、料金のしくみ、家庭における下水道の使い方などをお話しします。	45分	下水道課
24	水道事業のあらまし	水源から家庭までの水の流れと水道事業のあらましや施設の概要をお話しします。	40分	水道課
25	地域の生涯学習活動について	地域の生涯学習活動について、お話しします。	30分	生涯学習課
26	図書館利用と業務について（くらしの中に図書館を！）	図書館利用及び活用方法についてお話しします。また、図書館サービスの紹介、子育て支援として、おはなしの会・読み聞かせ事業等のPRを行います。	30分	図書館
27	学校給食について	学校給食共同調理場の紹介や学校給食の目的、食事の大切さをお話しします。	40分	学校給食共同調理場
28	防火・防災について	火災予防と心構えについて防火・防災映画を見ていただきながらお話しします。 設置が義務付けられた住宅用火災警報器の効果、購入方法及び設置方法についてお話しします。 火災・救急統計についてお話しします。	1時間	消防本部
29	いのちを守るう！ —応急手当とAED— (消防本部内のみ実施)	いざという時の応急手当およびAEDの取り扱い講習を行います。なお、希望により3時間受講した場合は、修了証を発行します。	1時間～ 3時間	
30	消防署を見学しよう	消防署の仕組みについてお話しします。 また、消防署の車輛の見学をしていただけます。	1時間	

お待ちしております！

茨城町ふるさとづくり出前講座

この講座は、町民の皆様が主催する学習会等に茨城町の職員が講師として出向き、町政に関する理解や関心を深めていただくことを目的としています。
地域の会合等でご集まりの際に合わせて、出前講座を開催してみたいかご検討ください。
身近な問題や興味のあるテーマを講座メニューから選び、お気軽にお問い合わせください。

【問合せ先】 秘書広聴課 ☎ 029-240-7148 (直通)

○利用できる方

町内に在住、在勤または在学する10人以上で構成された団体とします。

○出前講座の開催範囲

町内のどこへでもお伺いします。
ただし、会場は利用者でご用意ください。

○開催時間

午前9時から午後9時までの間で、1講座質問を含めて2時間以内でお願いします。
ただし、土・日曜日については、午前9時から午後5時までとします。
なお、祝日及び12月28日から翌年1月6日までは、利用できません。

○開催費用

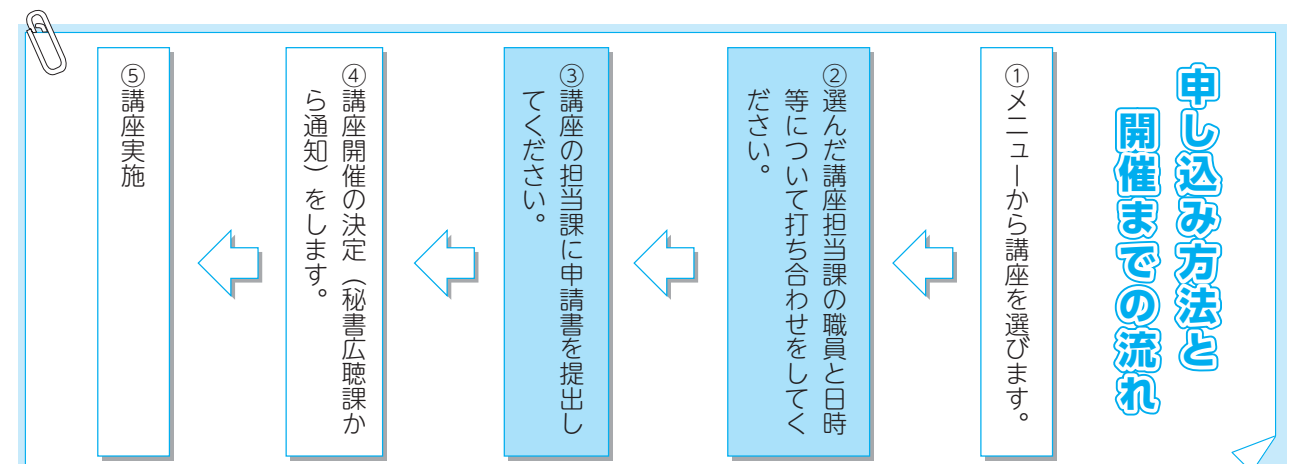
講演料は無料です。ただし、会場の利用料及び講座で使用する材料は利用者で負担してください。

○申込方法

あらかじめ希望する講座の担当課職員と日時及びテーマの希望について、直接打ち合わせの上、「ふるさとづくり出前講座利用申請書」を講座の担当課に提出してください。

○ご注意

- ・申請書は講座開催希望日の20日前までに提出してください。
- ・講座の開催が行政に対する批判や苦情、政治活動、宗教活動、営利等を目的とする恐れがある場合は、講座の実施をお断りさせていただきます。



令和6年度行政相談実施のお知らせ

町では、総務大臣から委嘱された2人の行政相談委員が、行政に対する手続き等で困っている方の相談窓口として活動しており、令和6年度は下記のスケジュールで行政相談を実施します。

- ▶行政相談委員 石井 敏幸、海老澤 栄子
- ▶実施時間 午後1時～4時 ※予約不要
- ▶実施日・会場

実施日	実施会場
5月8日(水)	役場2階第2会議室
8月7日(水)	役場2階第1会議室
10月9日(水)	役場2階第2会議室
2月12日(水)	役場2階第7会議室

【問合せ先】 秘書広聴課 協働推進グループ
☎ 029-291-8802 (直通)

令和6年度行政書士無料相談会実施のお知らせ

遺言、相続、各種許可等の行政手続き相談など、行政書士が皆さまからの相談を受け付けており、令和6年度は下記のスケジュールで相談会を実施します。

- ▶相談員 茨城県行政書士会水戸支部 会員
- ▶実施時間 午後1時～4時 ※予約不要
- ▶実施日 毎月第2水曜日
- ▶実施会場 役場本庁舎2階 会議室
※相談会当日は案内板を設置します。

【相談に関する問合せ先】

茨城県行政書士会 水戸支部事務局
☎ 029-303-5812

【実施日や会場に関する問合せ先】

秘書広聴課 協働推進グループ
☎ 029-291-8802 (直通)

町・県民税の証明書について

令和6年度(令和5年分)の所得に関する町・県民税の課税・非課税・所得証明書は、町・県民税の納付方法により、次のとおり発行を開始します。

交付申請の際には、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等)を必ず持参して下さい。代理人が申請する場合には、原則、委任状が必要となります。ただし、茨城町にお住まいの同一世帯のご家族が申請する場合は、委任状は不要です。

▼発行開始日

5月14日(火)

町・県民税の全額が給与から天引き(給与特別徴収者)の方

○右記の控除対象配偶者の方及び扶養親族の方

6月12日(水)

右記の給与特別徴収者以外の方

○普通徴収(口座または納付書により納付)の方

○年金特別徴収(年金から町・県民税を天引き)の方

○非課税の方

(注)令和6年1月1日時点で、町内に住所がある方が対象となります。

※6月12日(水)から、マイナンバーカードを利用して、コンビニにおいても取得できます(令和6年度のみ)。

【申込・問合せ先】

秘書課 住民税グループ

☎ 029(240)7114 (直通)

令和6年度手話奉仕員養成講座 (入門課程) 受講生募集

手話で日常会話を行うために必

要な知識や技術を学び、手話を使って聴覚に障がいのある方を支援する、手話奉仕員を養成する講座(入門課程・基礎課程の2年間の講座)を開催します。はじめての方も、お気軽にご参加ください。

▼日時 6月7日(令和7年2月) 金曜日、午後7時～9時(月3日・全28回、一部変更の場合があります)

▼会場 茨城町駒場庁舎 会議室

▼対象 町内在住・在勤の方(中学生～70歳位まで)

※中学生は保護者の送迎必須

▼定員 20名

▼参加費 無料

※ただし、テキスト代3,300円(税込)がかかります。

▼申込方法 ハガキ・FAX・メールのいずれかに、必要事項(氏名・住所・連絡先・年齢・受講希望理由(動機))を記載のうえ、5月22日(水)までにお申し込み下さい。

※申込みが最小催行人数に満たない場合、講座の開催を中止する場合があります。

【申込・問合せ先】 社会福祉課

☎ 029(240)7112(直通)

FAX 029(219)1026

メール fukushi@town.ibaraki.lg.jp

風しんの追加的対策 抗体検査及び予防接種について

無料クーポンの期限は今年度末までです

風しんの発生・まん延を予防するため、平成31年4月より実施している「抗体検査及び予防接種」の実施期間が、令和7年3月31日まで延長されました。

これまでにクーポン券を使用していない方は、期間内の検査及び

接種を公費(無料)で受けることができます。

▼対象 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性

▼接種方法

①クーポン券を確認する

対象者には令和4年4月に改めて送付しています。紛失等でクーポン券がない方は再発行します。で、窓口にて申請をお願いします。

②風しん抗体検査を受ける

全国の実施医療機関・職場での健診(詳しくは勤務先の担当者まで)・町の集団健診(詳しくは町健康増進課まで)で受けることができます。

③検査の結果が届く・免疫(抗体)がない場合は予防接種を受ける

検査結果を確認し、予防接種を受ける場合は、全国の実施医療機関に直接ご予約の上接種を受けてください(十分な抗体のあった方は、予防接種は不要です)。

※いずれも必ずクーポン券・本人確認書類(保険証等)を持参して下さい(予防接種を受ける方は、抗体検査結果通知も必要になります)。

有効期限を過ぎたクーポン券は、使用できませんのでご注意ください。

クーポン券の期限は令和7年3月31日までですが、抗体検査の結果が判明するまでには、約1か月程度要します。早めに抗体検査を受け、抗体がないと判断された場合は3月31日までに接種を受けてください。

【問合せ先】 健康増進課

☎ 029(240)7134(直通)

編集・発行/茨城町 町長公室 秘書広聴課

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町小堤1080 ☎ 029-292-1111 FAX 029-292-6748